

## 平成 29・30 年度競争参加資格審査（定期受付）の結果について

平成 29 年 4 月 1 日から有効とする中日本高速道路株式会社の競争参加資格（定期受付分）を認定いたしましたので、お知らせします。併せて、工事の等級基準および工事競争参加者募集・選定表等を決定しております。

### 1. 競争参加資格の認定（工事および調査等）

平成 29 年 4 月 1 日から有効とする工事および調査等の競争参加資格（定期受付分）については、平成 29 年 4 月 3 日付にて下記のとおり認定いたしました。有資格者ごとの認定状況については、弊社ホームページに掲載する有資格者公表名簿をご覧ください。

なお、今回の競争参加資格の有効期間は、平成 31 年 3 月 31 日までとします。

区分	認定者数
工事	6, 477
調査等	2, 345

### 2. 競争参加資格の等級基準（工事）

土木工事、舗装工事、P C 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、建築工事、電気工事および造園工事の等級区分に対応した総合点数の基準は、別紙 1 のとおりです。なお、その他の工事種別については、等級区分の設定はございません。

### 3. 「政府調達に関する協定」の対象となる工事における一般競争入札参加資格に対応した経営事項評価点数の基準

土木工事、舗装工事、P C 橋上部工工事、鋼橋上部工工事および橋梁補修工事について、「政府調達に関する協定」の対象となる工事における一般競争入札参加資格に対応する経営事項評価点数の基準は、別紙 2 のとおりです。

### 4. 工事競争参加者募集・選定表

一般競争入札および指名競争入札における発注規模に対応した競争参加資格の等級または共同企業体の組合せは、別紙 3 のとおりです。

別紙 1

等級区分に対応した総合点数

工事種別 \ 等級	A 〔総合点数〕	B 〔総合点数〕	C 〔総合点数〕
土木工事	1,900点以上	1,899点以下 1,650点以上	1,649点以下
舗装工事	1,250点以上	1,249点以下	-
PC橋上部工工事	1,400点以上	1,399点以下	-
鋼橋上部工工事	1,300点以上	1,299点以下	-
建築工事	1,600点以上	1,599点以下	-
電気工事	1,400点以上	1,399点以下	-
造園工事	950点以上	949点以下	-

別紙 2

「政府調達に関する協定」の対象となる工事における一般競争入札参加資格に対応した経営事項評価点数

工事種別	区分	一般競争入札参加資格 〔経営事項評価点数〕	
		単体	J V
土木工事	100億円以上	1,650点以上	1,350点以上
	50億円以上	1,500点以上	
	WTO基準額以上	1,350点以上	
舗装工事	50億円以上	1,300点以上	1,150点以上
	WTO基準額以上	1,150点以上	
P C橋上部工工事	50億円以上	1,350点以上	1,150点以上
	WTO基準額以上	1,150点以上	
鋼橋上部工工事	50億円以上	1,300点以上	1,150点以上
	WTO基準額以上	1,150点以上	
橋梁補修工事	50億円以上	1,200点以上	1,100点以上
	WTO基準額以上	1,100点以上	

(注) 上表において、「政府調達に関する協定」をW T Oと称する。

工事競争参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ		
土木工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
			WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N
					N	
	一般競争又は指名競争	15 億円以上 WTO 基準額未満	特殊な場合			A・A
						A
			一般の場合	混合		A・A
						A・B ※1
						A
					単体	A
		11 億円以上 15 億円未満	混合		A・B	
					B・B	
					A・C ※2	
					A	
		5.5 億円以上 11 億円未満	混合		B・C ※2	
				B		
5.5 億円未満	単体		B			
			C			
舗装工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
			WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N
					N	
	一般競争又は指名競争	7 億円以上 WTO 基準額未満		混合		A・A
						A・B
						A
		新設工事	3.5 億円以上 7 億円未満			A
			3.5 億円未満			B
維持改良工事		7,000 万円以上 7 億円未満			A	
	7,000 万円未満			B		
PC 橋上部 工工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
			WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N
					N	
	一般競争又は指名競争	10 億円以上 WTO 基準額未満		混合		A・A
						A
		2 億円以上 10 億円未満	単体		A	
				A		
2 億円未満			B			

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる一般競争参加資格若しくは指名競争参加資格の等級又は共同企業体の組合せ
鋼橋上部工事	一般競争	50億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
	一般競争又は指名競争	10 億円以上 WTO 基準額未満	混合	A・A
		A		
		単体	A	
	4 億円以上 10 億円未満		A	
	4 億円未満		B	
建築工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	2.5 億円以上 WTO 基準額未満		A	
	2.5 億円未満		B	
電気工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	1.5 億円以上 WTO 基準額未満		A	
	1.5 億円未満		B	
造園工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	5,000 万円以上 WTO 基準額未満		A	
	5,000 万円未満		B	
その他の工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
		N		
		WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
一般競争又は指名競争	WTO 基準額未満		単体の競争参加有資格者	

※1 Bは請負代金のうち 11 億円未満

※2 Cは請負代金のうち 5.5 億円未満

- 注1 この表における「WTO 基準額」とは、「政府調達に関する協定」の対象基準額（1500 万 SDR）をいう。
- 注2 発注規模等に記載する「特殊な場合」とは、長大トンネル、特殊工法等を含み、施工上困難を伴うもので、特に施工能力を必要とすると認められる場合をいう。
- 注3 「混合」とは、構成員数の異なる特定建設工事共同企業体同士又は特定建設工事共同企業体と単体とを併せて発注対象とすることをいう。
- 注4 「N」とは、「政府調達に関する協定」の対象となる工事における一般競争入札参加資格者をいう。
- 注5 「A」、「B」及び「C」とは、それぞれ設定させた等級区分をいう。
- 注6 「混合」の区分については、必要に応じ、特定建設工事共同企業体のみ又は単体のみの参加とすることができる。